| | |
|---|---|
| 2　次に掲げる要件の全てに該当する場合（特別用途食品（特定保健用食品を除く。）については、一の一定の値にあっては、一の一定の値に相当する旨を、一定の値と同様の組成又は原材料における栄養成分の量から算出して得られた他の値にあっては、当該食品に関し合理的な推定により得られた値その他の合理的な推定により得られた値であることを分析しないものであることを表示しないこと。<br>一　表示された値が別表第九の第一欄の区分に応じた同表の第三欄に掲げる方法によって得られた値とは一致しない可能性があることを示す表示をすること。<br>二　表示された値の設定の根拠資料を保管すること。 | 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所<br>食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示する。 |
| 1　製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては輸入業者の営業所の所在地、乳にあっては乳処理場（特別牛乳にあっては特別乳処理場。以下同じ。）の所在地。以下この表において同じ。）及び製造者又は加工者（食品の製造又は加工の業者の氏名又は名称、乳にあっては乳処理業者の氏名又は名称）を表示すること。<br>2　製造所又は加工所（食品の製造又は加工（当該食品に関し、最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工が行われた場所（輸入品にあっては輸入業者の営業所の所在地）及び製造者又は加工者（食品の製造又は加工の業者の氏名又は名称（輸入品にあっては輸入業者の氏名又は名称）が別表第十四に掲げる食品（以下「特定原材料を原材料として含む旨を、原則、原材料名の直後に括弧を付して表示すること。<br>3　1の規定にかかわらず、原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合にあっては、製造者の住所及び氏名又は名称並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組合せによるものに限る。以下この項において同じ。）又は製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称並びに製造者が連名で消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（以下「製造所固有記号」という。）の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。<br>一　製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先<br>二　製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）<br>三　当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号 | 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所<br>食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示する。 |
| 2　前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。 | |
| 別表第十四に掲げる食品（以下「特 | アレルゲン |
| 1　特定原材料を原材料として含む旨を、原則、原材料名の直後に括弧を付して表示する。 | |

| | |
|---|---|
| 2　次に掲げる要件の全てに該当する場合（特別用途食品（特定保健用食品を除く。）については、一の一定の値にあっては、一の一定の値に相当する旨を、一定の値と同様の組成又は原材料における栄養成分の量から算出して得られた他の値にあっては、当該食品に関し合理的な推定により得られた値その他の合理的な推定により得られた値であることを分析しないものであることを表示しないこと。<br>一　表示された値が別表第九の第一欄の区分に応じた同表の第三欄に掲げる方法によって得られた値とは一致しない可能性があることを示す表示をすること。<br>二　表示された値の設定の根拠資料を保管すること。 | 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所<br>食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示する。 |
| 1　製造所又は加工所の所在地（輸入品にあっては輸入業者の営業所の所在地、乳にあっては乳処理場（特別牛乳にあっては特別乳処理場。以下同じ。）の所在地。以下この表において同じ。）及び製造者又は加工者（食品の製造又は加工の業者の氏名又は名称、乳にあっては乳処理業者の氏名又は名称）を表示すること。<br>2　製造所又は加工所（食品の製造又は加工（当該食品に関し、最終的に衛生状態を変化させる製造又は加工が行われた場所（輸入品にあっては輸入業者の営業所の所在地）及び製造者又は加工者（食品の製造又は加工の業者の氏名又は名称（輸入品にあっては輸入業者の氏名又は名称）が別表第十四に掲げる食品（以下「特定原材料を原材料として含む旨を、原則、原材料名の直後に括弧を付して表示すること。<br>3　1の規定にかかわらず、原則として同一製品を二以上の製造所で製造している場合にあっては、製造者の住所及び氏名又は名称並びに製造者が消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（アラビア数字、ローマ字、平仮名若しくは片仮名又はこれらの組合せによるものに限る。以下この項において同じ。）又は製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称並びに製造者が連名で消費者庁長官に届け出た製造所固有の記号（以下「製造所固有記号」という。）の表示をもって製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称の表示に代えることができる。この場合においては、次に掲げるいずれかの事項を表示しなければならない。<br>一　製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称の情報の提供を求められたときに回答する者の連絡先<br>二　製造所固有記号が表す製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示したウェブサイトのアドレス（二次元コードその他のこれに代わるものを含む。）<br>三　当該製品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号 | 食品関連事業者の氏名又は名称及び住所<br>食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を表示する。 |
| 2　前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。 | |
| 別表第十四に掲げる食品（以下「特 | アレルゲン |
| 1　特定原材料を原材料として含む旨を、原則、原材料名の直後に括弧を付して表示する。 | |

| | | |
|---|---|---|
| 定原材料」という。）を原材料として含む加工食品（当該加工食品を原材料（当該原材料と同じ。）を含む食品以外の食品であって、特定原材料に由来する添加物（抗原性が認められないものを除く。）及び特定原材料に由来する香料を含む食品を含む。） | アスパルテームを含む食品 | 特定保健用食品 |
| 2　加工食品であって、特定原材料に由来する添加物を含む旨又は当該加工食品に特定原材料に由来する添加物が含まれていない旨を表示しようとするものにあっては、当該加工食品に対し二種類以上の特定原材料に由来する添加物が使用されているものであるときは、当該二種類以上の特定原材料に由来する添加物のうち、特定原材料に由来する添加物の表示につき消費者庁長官が定める基準に従い表示しようとするものを除き、当該加工食品に対し一種類の特定原材料に由来する添加物が使用されているものであるときは、当該一種類の特定原材料に由来する添加物の表示につき消費者庁長官が定める基準に従い表示しようとするものを除く。）<br>3　1及び2の規定にかかわらず、当該加工食品に含まれる特定原材料に由来する添加物が当該加工食品の製造又は加工の過程において当該加工食品に含まれることとなった旨又は当該加工食品に含まれる特定原材料に由来する添加物が当該加工食品の製造又は加工の過程において当該加工食品に含まれることとなった旨を表示しようとするときは、当該加工食品の原材料又は添加物に当該特定原材料に由来する添加物が